

ひょうご外国人雇用企業認定審査会設置要綱（案）

（設置）

第1条 ひょうご外国人雇用企業認定制度に係る申請内容の審査を実施するため、「ひょうご外国人雇用企業認定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひょうご外国人雇用企業認定制度に係る申請内容の審査に関すること。
- (2) その他ひょうご外国人雇用企業認定制度の推進に関し必要な助言等に関すること。

（組織）

第3条 審査会は、別表に掲げる委員で組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会）

第6条 審査会は委員長が招集する。

- 2 委員は、自己の利害に関係のある申請内容については、審査に加わることが

できない。

(謝金)

第7条 委員が審査会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が審査会の職務を行うために、審査会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業労働部能力開発課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、産業労働部能力開発課長が招集する。

(委員任期の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、委員会の設置時点において委員である者の任期は、令和8年3月31日までとする。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	職名
	兵庫県産業労働部能力開発課長